

物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書

2004（平成16）年の年金制度の改正では、将来の現役世代の保険料負担が重くなりすぎないように、保険料水準の上限を定めるとともに、上限に到達するまで毎年度の保険料水準が決められました。

また、国が負担する割合も引き上げられ、積立金も活用していくことにより、公的年金財政の収入を決めることとされました。この収入の範囲内で給付（年金）を行うため、「社会全体の公的年金制度を支える力（現役世代の人数）の変化」と「平均余命の伸びに伴う給付費の増加」をマクロでみた給付と負担の変化に応じて、給付水準を調整する仕組みとして「マクロ経済スライド」が導入されました。

マクロ経済スライド導入後、年金額は物価上昇率からスライド調整率が差し引かれて改定されるため、物価上昇率に対し給付年金額は実質減額となっています。

消費税は、2004（平成16）年は5%、2014（平成26）年は8%、2019（令和元）年は10%へと増税され、医療費の窓口負担の増額、介護保険料や国民健康保険料の増額など社会保険料の負担も増えており、近年では、急激な物価高騰などもあり、年金生活者の可処分所得は実質大きく減っています。

日本の高齢者世帯の多くは、公的年金が家計収入の全てであり、令和7年度も10月から老齢年金等の基礎年金を受給している方で、所得額が低下した方を対象に「年金生活者支援給付金」が支給されますが、急激な物価高騰には対応しきれていないのが現状です。

社会保障制度は持続可能な制度でなければならず、給付は公的年金財政の収入の範囲内で行われるため、社会全体の公的年金制度を支える力（現役世代の人数）の減少が見込まれる中、物価上昇率と同等の給付を行う場合には、社会保険料を始めとする現役世代に偏った過度な負担を見直す必要があります。

よって、国においては、持続可能な社会保障制度の確立と世代間に不公平となる制度のため、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 老後の生活を安心して支えることが十分な給付額を確保した「最低保障年金」の制度の構築すること。
- 2 老後の年金制度は、積立方式や税方式へと抜本的な改革をするなど、世代間に不公平のない制度の構築すること。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出します。

令和 7 年 12 月 24 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} 宛て

兵庫県丹波市議会

議長 谷水 雄一